

収入金額と必要経費を証明する書類を必ず添付してください。

市民税 年度分 県民税 (国民健康保険税) 申告書

(分離課税等用)

フリガナ						課税番号			
氏名	マイナンバー (個人番号) を忘れずに!					個人番号			
生年月日	明・大・昭・平・令	年	月	日		電話番号	自宅・勤務先・携帯		

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	A収入金額	B必要経費	C差引金額(A-B)	D特別控除額	所得金額(C-D)
土地・建物などの資産を譲渡した所得がある場合に記入します。						
* 資産を譲渡した年の1月1日時点で、その資産の保有期間が 5年以下 → 「短期」 5年超 → 「長期」						
* 短期譲渡で、国や地方公共団体に譲渡したり、収用交換等によ り譲渡したもの → 「軽減分」						
* 長期譲渡で、優良住宅地造成等のために譲渡したもの						
特例適用条文						

1 収 入 金 額	短期譲渡	一般分	ス	円
	軽減分	セ		
	一般の譲渡	ソ		
	優良住宅地等に係る譲渡	タ		
	居住用財産の譲渡	チ		
	一般株式等の譲渡	ツ		
	上場株式等の譲渡	テ		
	先物取引	ト		

※この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書とあわせて提出してください。

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種目			A収入金額	B必要経費	所得金額(A-B)
事業	譲渡	丸		円	円	円
株式等の譲渡や先物取引の所得がある場合に記入します。						
事業譲渡						
事業譲渡						
特例適用条文						

4 所 得 金 額	短期譲渡	一般分	②9	円
	軽減分	③0		
	一般の譲渡	③1		
	優良住宅地等に係る譲渡	③2		
	居住用財産の譲渡	③3		
	一般株式等の譲渡	③4		
	上場株式等の譲渡	③5		
	先物取引	③6		

※この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書とあわせて提出してください。

5 特定支出控除のある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A-(給与所得控除額+(B-給与所得控除額)/2) (ただし赤字の場合は0)
円	円	円

4 所 得 金 額	短期譲渡	一般分	②9	円
	軽減分	③0		
	一般の譲渡	③1		
	優良住宅地等に係る譲渡	③2		
	居住用財産の譲渡	③3		
	一般株式等の譲渡	③4		
	上場株式等の譲渡	③5		
	先物取引	③6		

※この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書とあわせて提出してください。

6 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A-B-C-D)
山林を伐採して譲渡したり、立木のまま譲渡した所得がある場合に記入します。					
退職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引金額(A-B)
	円	年 月間	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円
					所得金額(C×1/2)

※退職所得に対する市・県民税は、原則として退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有していた市町村で特別徴収されます。その場合、この申告書で申告する必要はありません。